

魚津市公告第 32 号

条件付き一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 6 及び魚津市契約規則(平成 29 年魚津市規則第 4 号)第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 2 年 6 月 19 日

魚津市長 村椿 晃

1. 工事の概要

- (1) 入 札 番 号 第 2010 号
- (2) 工 事 名 県道三箇吉島線送水管布設替工事
- (3) 工 事 場 所 魚津市 袋 地内
- (4) 工 期 令和 2 年 7 月(契約日の翌日) から令和 2 年 11 月 30 日まで
- (5) 工 事 概 要
 - 施工延長 L=363.2m
 - 送水管布設替工(ダクタイル鋳鉄管 φ500mm) L=133.2m
 - 既設管撤去工(ダクタイル鋳鉄管 φ400mm) L=211.5m
 - 舗装工 一式 区画線工 一式
- (6) 予 定 価 格 事後公表
- (7) 調査基準価格の設定 あり
- (8) そ の 他 本工事の入札は、入札書等を郵便により受付け、開札後に入札参加資格の有無を確認する、条件付き一般競争入札による方法とする。

2. 入札参加に必要な資格要件

本工事に係る入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者である。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 魚津市における建設工事の競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) (魚津市) 建設工事等指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 地域要件 市内に主たる営業所を有する者であること。
- (5) 業種及び格付け等に関する要件 管工事で、総合数値 850 点以上とする。
- (6) 施工実績に関する要件 水道管(導水管、送水管、配水管等)の布設工事を施工した実績があること。
- (7) 配置技術者に関する要件 管工事施工管理技士を専任の主任技術者又は監理技術者として配置できること。受注者において「配水管工技能講習会大口径管」終了者を専任配置できること。
- (8) その他要件 建設業法等関係法令によること。

3. 設計図書の取得方法

設計図書は、魚津市ホームページに掲示の電子化された設計図書を、ダウンロードにより取得するものとする。(ダウンロードできない場合は、財政課へ相談のこと。)

4. 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	場所及び注意事項
設計図書の公表	令和2年6月19日（金）公告時から 令和2年7月10日（金）まで	魚津市ホームページに掲示 （注1） ※魚津市役所本庁舎縦覧室においても縦覧可能
質問の受付	令和2年6月25日（木）から 令和2年6月30日（火）15:00まで （※土日祝日は含まない）	魚津市上下水道局上下水道課 FAX(0765)22-1942 ※ 提出方法はFAXのみとする ※ 質問がない場合は送付不要
回答の公表	質問を受けた日の翌々日（※土日祝日は含まない）までに回答	魚津市ホームページに掲示 （注1）
入札書の提出方法	一般書留・簡易書留のいずれかの方法で郵送すること （これ以外の方法により提出されたものは受理しない）	<郵送先> （注2） 〒937-8799 魚津郵便局留 魚津市長（財政課）あて （封筒の記載例を参照のこと）
入札書到着期限	令和2年7月4日（土）から 令和2年7月10日（金）まで	魚津郵便局に到着する期限 （注3）
開札立会希望	令和2年7月10日（金）まで	魚津市財政課へ事前連絡（注4） TEL(0765)23-1088（財政課） FAX(0765)23-1051
開札日時	令和2年7月16日（木） 午前9時30分	魚津テニススポーツチーム（ありそチーム） 魚津市北鬼江2898-3 TEL(0765)23-9800 FAX(0765)23-9802
入札回数	1回 （注5）	
入札保証金	免除	

（注1）魚津市ホームページ → 産業・ビジネスタブ → 入札・契約タブ → 入札公告・設計図書

（注2）入札書を魚津郵便局へ郵送した後、「書留・特定記録郵便物受領証」のコピーを財政課へFAXしてください。（FAX様式は魚津市ホームページからダウンロードできます。）

（注3）日本郵便のシステム変更により、入札書到着期限に魚津郵便局窓口で手続きしても、一旦富山西局に集められることとなり、この結果、魚津郵便局では到着期限翌日の到着印が押印される。投函日には十分留意されたい。（魚津郵便局内に併設されている『ゆうゆう窓口』で投函した場合はそのまま魚津郵便局内に留め置かれます。）

（注4）開札の立会いを希望する入札参加者は、魚津市財政課へ事前に連絡（電話 又は FAX送信）してください。なお、立会いされる方は印鑑をご持参願います。また、代理の方が立会いされる場合は、委任状も併せてご持参願います。（委任状は魚津市ホームページからダウンロードできます。）

（注5）予定価格が事後公表で、入札不調により『再度入札』を行う場合は、設計内容、予定価格は初度入札と同一とし、初度入札参加者に再度入札通知書をFAXします。

5. 入札書の不受理

次のいずれかに該当する入札書は受理しない。

- (1) 公告に示した以外の方法により提出されたもの
- (2) 入札書到着期限を過ぎて郵送されたもの
- (3) 封筒に、入札番号及び工事名が記載されていなかったり、記載された事項が公告に定めた事項と異なっていたりするなどの理由により対象工事を識別することが困難であるもの

6. 入札金額の記載

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額）をもって落札額とするので、入札者は、消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 本公告に示した入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 落札者が決定するまでに入札参加資格要件に該当しなくなった者が行った入札
- (3) 入札書に記名押印のない入札
- (4) 入札金額を訂正した入札
- (5) 同一人が2以上の意思表示をした入札
- (6) 必要な記載事項を確認できない入札
- (7) 明らかに独禁法等に抵触すると認められる入札又は入札に際し不正の行為があったと認められる入札
- (8) 予定価格を超えた入札（公告時に予定価格を公表する場合に限る。）
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

8. 入札参加資格要件確認書類の提出

予定価格の範囲内で最低の入札価格を提示した者を落札候補者とし、入札参加資格要件の有無を審査する。

ただし、調査基準価格を下回る入札においては、魚津市建設工事等低入札価格調査制度実施要領の例によるものとする。

入札に参加しようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 条件付き一般競争入札参加資格審査申請書 1部
- (2) 入札書 1部
- (3) 積算内訳書 1部

9. 落札者の決定方法

落札候補者となる同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札をした者について、入札担当課が指定する日時及び場所に参集を求め、くじを引かせて落札候補者を決定する。

この場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて入札

事務に関係のない職員にくじを引かせる。

落札候補者の入札参加資格要件について審査した結果、資格を有すると認められた場合、落札候補者を落札者とする。

落札者には、落札決定通知書により通知し、魚津市ホームページ等で公表する。

10. 契約保証金

契約締結時に、契約金額の100分の10以上の額を契約保証金として納入するものとする。ただし、契約保証金に代わる担保となる金融機関若しくは保証事業会社の保証に付したときは、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとする。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、または履行保証保険契約の締結を行ったときは、契約保証金を免除する。

11. その他

- (1) 本入札は、公告記載事項のほか、魚津市契約規則、魚津市建設工事条件付き一般競争入札実施要領に基づき実施する。
- (2) 本工事の施工にかかる主任技術者は、原則として条件付き一般競争入札参加資格審査申請書の配置予定技術者調書に記載した者としなければならない。
- (3) 本入札に係る書類は、魚津市役所財政課及び魚津市ホームページより入手できる。
- (4) 提出書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 提出書類は、落札者の決定以外の目的には使用しない。
- (6) 提出された書類は、返却しない。

本公告に関する問い合わせ先は以下のとおりとする。

魚津市企画総務部財政課 管財・契約検査係

TEL (0765) 23-1088 FAX (0765) 23-1051

※入札書の到着に関する照会には応じられません。